

船舶事故調査報告書

令和3年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年12月21日 13時35分ごろ
発生場所	熊本県天草市御所浦島北方沖 御所浦港風口4号防波堤灯台から真方位347° 1,200m付近 (概位 北緯32° 21.6′ 東経130° 21.4′)
事故の概要	船種船名不詳の船舶は、航行中、また、ミニボート（船名なし）は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年2月25日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 船種船名不詳 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ3.25m（登録長相当約2.925m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 不明 B 操縦者B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A 不明 B なし
損傷	A 不明 B 船外機のカバー、スロットルレバー及びブラケットに割損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、航行中、B 船と衝突したが、航行を続けた。 B 船は、操縦者B 及び家族（以下「同乗者B」という。）1人が乗り、船首を南南東方に向けて漂流中、操縦者B 及び同乗者B が共に左舷方を向いて釣りに集中していたところ、操縦者B が、他船の機関音に気付いて後方を振り向き、A 船の船首部を右舷船尾至近に認めたが、どうすることもできず、A 船が船尾に衝突した。 B 船は、操縦者B が118番通報を行い、付近を航行していた船舶により乗船者2人が救助された後、同船舶にえい航された。 操縦者B は、A 船が船外機船ではない白色の小型船舶と思った。
分析	A 船は、航行中、B 船に向かって航行を続けたことから、B 船と衝突したものと考えられるが、A 船が特定されておらず、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。 B 船は、漂流中、操縦者B 及び同乗者B が、二人とも左舷方向を向いて釣りに意識を向けて漂流を続けたことから、接近するA 船に気付くのが遅れ、A 船と衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、A船が航行中、B船が漂流中、A船がB船に向かって航行を続け、また、操縦者B及び同乗者Bが二人とも左舷方向を向いて釣りに意識を向けて漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 漂流中においても、常に周囲の見張りを適切に行って接近する他船の早期発見に努めるとともに、接近する他船を認めた場合、余裕のある時機に衝突を避けるための措置を採ること。・ 航行中、他船と衝突した疑いがあった場合、停止して確認し、救助等に当たること。